

福生市観光振興計画策定協議会市民公募委員実施要領

1 目的

福生市観光振興計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、市民の意見を市政に反映させるため、委員を公募して市民参加の機会を提供する。

2 公募定数

委員会の公募による委員の定数は、2人とする。

3 任期

任命の日から令和9年3月31日までとする。

4 応募条件

福生市観光振興計画策定協議会（以下「協議会」という。）委員へ応募するにあたり次の条件を満たした者のみとする。

- (1) 福生市に住民登録している者
- (2) 福生市議会議員または福生市職員ではない者
- (3) 令和7年4月1日において満18歳以上の者
- (4) 地方公務員法第16条各号に該当しない者
- (5) 月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までに開催する協議会に出席可能である者

5 職務

協議会の職務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) 観光における調査及び分析に関すること
- (3) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること

6 応募方法

次に掲げる事項を記載した応募申込書を募集期間内までに持参又は郵送により応募すること。

- (1) 住所、氏名、年齢、性別、電話番号およびメールアドレス
- (2) 市がこれから取り組む「持続可能な観光地づくり」に対する自身の考えを踏まえた応募動機（300字以上400字以下）持参又は郵送により応募する。（任意様式）

応募先 福生市 生活環境部 シティセールス推進課 まちの魅力創造グループ
住 所 〒197-8501 福生市本町5番地

7 募集期間

令和7年5月1日（木）から令和7年5月30日（金）まで

※ 郵送の場合は、募集期間終了日までに必着

※ 持参の場合は、平日午前8時30分から午後5時15分まで

8 広報

公募に当たっては、市広報誌及び市ホームページに募集記事を掲載する。

9 謝礼

本協議会への参加による謝礼はございません。

なお、市外へのお出張等を行う場合は、その交通費を負担いたします。

9 決定の方法

応募申込書をもとに書類選考によることとする。

なお、応募者が定数に達しない場合は、公募期間を延長するものとし、公募の期間の延長によっても定員に達しない場合は、欠員とする。

10 決定結果の通知

決定後、速やかに応募者に対し書面で通知する。

附 則

この規約は、令和7年3月4日から施行する。